

## 岐阜県の上告断念に当たって

大垣警察市民監視違憲訴訟の名古屋高裁判決に対して、本日、岐阜県は、上告又は上告受理申立てを断念する旨を公表した。これによって、公安警察による個人情報の収集・保有・提供を違法とし、損害賠償請求と個人情報の抹消請求を認めた名古屋高裁判決が確定することになる。同判決は、「市民運動はむしろ推奨されるべきもの」とまで言及し、おかしいことはおかしいと声を上げる市民を励まし、力を与えてくれる画期的な判決である。私たちはこの判決の確定を歓迎する。

本件の法律上の責任は岐阜県にあるが、公安警察の制度から考えれば、国（警察庁）自身も、市民の情報収集活動に関して、違法な収集・保有と違法な利用を行っていたことが裁判所から断罪され、賠償責任まで認められたことを重く受け止めるべきである。本件について参議院内閣委員会において質問が行われた際、警察庁警備局長は、本件は「通常行っている警察業務の一環」とであると答弁している。それが、裁判所において違法と判断されたことの重大性を認識すべきである。

さらに、情報の抹消について、「抹消しました」という一片の通知で終わらせる訳にはいかない。抹消した事実の確認方法などを含めて、我々との間で真摯な協議がなされるべきである。原告団・弁護団は、この点について、警察庁及び岐阜県警に協議を申し入れる予定である。

公安警察による原告ら一般市民の情報収集活動のみならず、その利用によって市民間への分断を図る活動を行っていたことも裁判所は憲法の立場から厳しく断罪していることに鑑みれば、賠償責任を果たすことは勿論、原告ら被害者に対し責任者による真剣な謝罪が行われるべきである。

そして、名古屋高裁判決は、警察法を根拠にした情報収集活動を行うのであれば、その目的、必要性を警察側が具体的に主張・立証しなければならないとした。これは、今後、同種の情報収集・保有・利用に関して、公安警察に対して、具体的な収集・保有・利用の目的・必要性や態様についての立証責任があることを前提に活動する際の枷をはめたものと考えられる。これまでのような「公共安全と秩序の維持」のための活動だから幅広い裁量があるというような恣意的な運用はできないも

のと覚悟しなければならない。それを避けたいのであれば、抽象的な文言だけでなく、客観的・具体的に人権を侵害しない法制度と第三者委員会によるチェックシステムなど法治国家にふさわしい法整備が求められる。

また、名古屋高裁判決を受け入れる決断をしたのであれば、名古屋高裁判決が指摘した市民運動を敵視することや表現の自由や民主主義にとっての市民運動の重要性を認識し、これまでの公安警察の活動のどこに問題があったのか、その原因はどこにあったのか、憲法に則した警察活動にするためにどう改めるべきかを警察庁及び政府自身が厳しく問い直して、公表すべきである。その上で、警察の民主化のための法的統制の議論をすべきである。

本件を地方の一事件とみなし、矮小化することは許されない。むしろ、公安警察の活動が抱える問題点の氷山の一角とみるべきである。

原告・弁護団・「もの言う」自由を守る会の三者は、名古屋高裁判決の意義を広く全国の市民に知らせ、今日までの日本の警察の活動に対する法的統制の不十分さや民主主義を歪める数々の活動の根絶を目指す観点から、新たな運動を含む活動を今後も続ける決意である。

2024年10月2日

大垣警察市民監視違憲訴訟 原告・弁護団

「もの言う」自由を守る会